

お知らせ & ごあんない



固定資産（家屋）の届出について

今年（1月1日～12月31日）、家屋の新築、増築、完成予定を含むをされた方は、来年度から固定資産税が賦課されることになります。家屋調査等を実施する必要がありますので、住民課税務係にご連絡をお願いいたします。

また、取壊し等で滅失した家屋についても、届出書の提出をお願いします。届出がない場合には、来年度も賦課される場合があります。

弓削総合支所住民課税務係 TEL 77-2503
生名総合支所住民課税務係 TEL 76-3000
岩城総合支所住民課税務係 TEL 75-2500
魚島総合支所住民課税務係 TEL 78-0011

今治税務署からのお知らせ

「税を考える週間」について

国税庁では、毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」と定め各種の広報・広聴活動を行っています。

《主な活動》

- ①税に関する作品の展示
小中学生の標語やポスター及び小中高校生の作文（優秀作品）等を展示します。
- 期間 11月11日（金）～17日（木）
- 場所 フジグラン今治 2階モジュール中央
- ②国税庁ホームページによる広報
(<http://www.nta.go.jp>)

特集コーナーを開設し、税について考えていただくための情報を提供します。

【平成23年分年末調整説明会の開催について】

- 日時 11月24日（木） 13時～15時
- 場所 せとうち交流館多目的ホール

■対象 全徴収義務者
※事前に送付いたします年末調整関係資料をご持参ください。

■問合せ先 今治税務署法人課税第一部門
TEL 0898-13216100（内線413）

車の異常を連ラクダ!!

車の異常を点検・修理した結果は、「自動車不具合情報ホットライン」にお知らせ下さい。いただいた情報は、メーカーがきちんとリコールをしたり、リコール隠しを防ぐために活用されます。不具合情報はここに連絡してください。

フリーダイヤル受付 0120-1744-960（平日9時30分～12時 13時～17時30分）

自動音声受付 03-3580-1434

ホームページ受付 www.mlit.go.jp/RJ/

※メーカー・販売店とのトラブルの解決、故障の修理の受付など個人的な相談をする窓口ではありません。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

11月14日から11月20日は全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

■相談日時 11月14日（月）～11月18日（金）午前8時30分から午後7時まで 11月19日（土）・11月20日（日）午前10時から午後5時まで

■相談内容 女性の人権問題に関するあらゆる相談（夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の女性に対する暴力、ストーカー行為、女性差別、離婚問題等の家庭内問題等）

※予約不要・無料・秘密厳守

■電話番号 全国統一電話番号 0570-10701810（IP電話からは接続できません）

■相談担当者 人権擁護委員及び法務局職員

■主催 松山地方法務局 愛媛県人権擁護委員連合会
詳細は、松山地方法務局（電話 089-193210888）までお問い合わせください。

上島町人権教育研修会

上島町人権教育研修会を以下のとおり開催します。当日は、地域の方にも授業を参観していただきます。子どもたちの真剣に学ぶ姿を見て、今一度『人権』について考えてみませんか。多くの方のご来場をお願いします。

待ちしております。

■日時 11月10日 13時30分から

（受付13時00分開始）

■場所 生名小学校
13時30分～14時15分

■内容 授業参観

（道徳、人権・同和学習に関する授業）

14時30分～15時50分

人権・同和学習講演会

「この生命輝かせ」

講師…愛媛県人権教育協議会

副会長 米田 孝弘氏

■申し込み 当日会場へ直接お越しください。

■お問合せ 上島町教育委員会 社会教育係
TEL 0897-17712128

別子銅山産業遺産パネル展・弓削石灰山産業遺産学習講座のご案内

別子銅山は世界的に知られた鉱山の産業遺産で、上島町弓削石灰山も四国島製錬所を通じ深い関わりがあり、これらの産業遺産の価値を再評価するため、愛媛県と上島町主催による、パネル展並びに学習講座を開催します。

■別子銅山から紐解く地域交流パネル展 in 上島町

○場所 せとうち交流館

○期間 平成23年11月18日（金）～11月24日（木）

■別子銅山・弓削石灰山産業遺産1日学習講座

○日時 平成23年11月20日（日） 9時～16時頃

○募集人員 40名程度

○内容 ①別子銅山産業遺産の歴史的意義等についての説明（せとうち交流館）

②弓削石灰山登山（ウォーキング）による見学・説明

③四国島を海上から見学・説明

愛媛県総合科学博物館

○講師 主任学芸員 吉村久美子氏 外

○受講料 無料

○申込 11月11日（金）までに、弓削総合支所企画

政策課へ、住所・氏名・年齢・電話番号をお知らせください。（電話、FAX等）

※登山見学並びに海上見学は、当日の天候により内容の変更があります。

当日は石灰山登山がありますので、ウォーキング

のできる服装で参加してください。

別途、昼食代が必要になります。（1,000円程度）

煙・悪臭・近所迷惑 ごみの野焼きは犯罪です!

廃棄物（ごみ）の野外焼却、いわゆる野焼きは、一部の例外（草取りや庭木の剪定で出た草木の焼却など）を除いて法律で禁止されています。

廃棄物の野焼き禁止に違反した場合は、「5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金、又はその両方」に処されます。

野焼き禁止の例外とされている行為でも、むやみに燃やしてよいというわけではありません。ご近所から苦情が寄せられたときは、すぐに野焼きはやめてください。周辺の住民生活に支障を与え、苦情があった場合は指導の対象となりますので、ご家庭で燃やすことはなるべく控えて、指定日に決められた方法で最寄りのごみステーションに出してください。

やむを得ず燃やさなければならないときは、

- 周辺の住民に声をかけてから燃やす。
- 一度にたくさん燃やさない。
- よく乾燥させてから燃やす。
- 風向きや時間帯を考えてから燃やす。
- 燃やしたまま放置しない。

などに注意して、ご近所に迷惑がかからないようにお願いします。

また、野焼きを行う際には、あらかじめ「火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為」を上島町火災予防条例により消防署に届け出るようになっていきます。これは問い合わせを受けた際に、火災ではないことを知らせるための届け出です。しかし、この届け出によって消防署が野焼きを許可しているわけではありません。

空気の乾燥及び強風時などの火災予防上特に危険である場合は、消防法によりたき火等の中止を命ずる事ができることになっていきますので、町民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

■問い合わせ先 弓削総合支所住民課 TEL 77-2503 生名総合支所住民課 TEL 76-3000(代)
岩城総合支所住民課 TEL 75-2500(代) 魚島総合支所住民課 TEL 78-0011(代)
上島町消防署 TEL 77-4118



いつの間にか給湯器にシールが!?

●手口と被害について

一般住宅にある給湯器に無断で連絡先を記したシールを貼り、連絡してきた人に高額な修理や買い替えを勧める手口です。愛媛県消費生活センターにも同種手口による相談が寄せられており、消費者が故障の程度を判断することができず、そこにつけ込んだ手口と言えます。

また、給湯器の故障は、通常、設置から相当年数が経過した後に発生することから、設置した業者を覚えていない消費者も多く、シールに記された業者を設置業者と勘違いして修理を依頼することもあり注意が必要です。

●トラブルについて

「設置した会社は潰れた」とか「社名が変更になった」などと、消費者にうその説明をしたり、また、「部品がない」「修理は不能」などと言葉巧みに、買い替えを勧め、高額な契約をさせます。

●被害にあわないために

☆給湯器が故障した場合は、取扱説明書や当時の契約書等を確認し、メーカーや取付業者に問い合わせるようにしましょう。

☆勘違いして契約した場合や、何か不安なことがありましたら下記の相談窓口までご相談下さい。

困ったときは、ピピッと相談!

【消費生活に関する相談窓口】

愛媛県消費生活センター TEL: 089-925-3700 せとうち交流館 TEL: 0897-77-2252
岩城総合支所産業振興課 TEL: 0897-75-2500 魚島総合支所建設係 TEL: 0897-78-0011
生名総合支所建設係 TEL: 0897-76-3000

【愛媛県消費生活センターからのお知らせ】「消費生活かるた（あ行～さ行篇）」完成

愛媛県消費生活センターでは、幅広い年齢層の方に、楽しみながら「消費者被害」の手口や対処法を知っていただくために「消費生活かるた」を作成しました。現在「あ行～さ行篇」が完成し、愛媛県消費生活センターホームページで配信中です。

アドレス: <http://www.pipi-karuta.jp/>



中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

10月から「子ども手当」が変わります 申請をお忘れなく!!

(これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、全ての方が申請が必要です。)

10月分からの支給額は以下のように変わります。

【手当の月額】 (平成23年10月分～平成24年3月分)

- ・ 0歳～3歳未満 15,000円 (一律)
- ・ 3歳～小学校修了前 10,000円 (第3子以降は15,000円)
- ・ 中学生 10,000円 (一律)

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

また、これまでと支給対象となる方が変わる場合があります。詳しくは、下記の「子ども手当 一問一答」をご覧ください。

申請が
必要です

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となるかどうか審査しますので、これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ全ての方は、申請をしてください。(※公務員の方は勤務先へ申請)
平成24年3月末までに申請すれば、10月分からの手当を受け取ることができます。
申請書は11月中に郵送する予定です。

ご注意
ください!!

以下の方は速やかに申請してください。

(3月までに申請しても遡って手当を受け取れません。)

- ・ 10月以降に他の市町村へ転出された方
- ・ 10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村へ転出された方は転出した日(転出予定日)の次の日から、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請をしてください。

《問い合わせ先》 上島町役場 各総合支所 住民課 子ども手当担当

子ども手当 一問一答

10月からの子ども手当について説明します。

Q1 どうして現在子ども手当を受給している人も申請をするのですか？

A1 新しい法律により支給要件などの変更が行われたことから、改めて支給の対象となるかどうかを確認する必要があるからです。

なお、今までの子ども手当や児童手当は、毎年6月に「現況届」の提出が必要でしたが、平成23年6月は提出を求めず、受給者の方の負担軽減を図っていたこともあり、今回、支給対象となるお子さんを持つ全ての方から申請をしていただくことになりましたので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

Q2 子どもが海外に住んでいる場合は子ども手当をもらえないのですか？

A2 お子さんが海外に住んでいる場合は、原則として子ども手当を受け取ることはできません。
ただし、お子さんが海外の学校に留学している方は、子ども手当を受け取ることができる場合があります。

Q3 子どもが児童養護施設などに入所している場合は、子ども手当はもらえますか？

A3 お子さんが児童養護施設などに入所している場合は、原則として入所している施設の設置者などが子ども手当を受け取ることになります。

Q4 保育料や学校給食費などを子ども手当から差し引くということを聞きましたが？

A4 市町村の判断により、10月からは、子ども手当から保育料を差し引くことが可能となります。
また、同意をいただいた方については、学校給食費などを差し引いて子ども手当を支給することができます。

「冬の星空観察会 in 弓削」

期 日 12月5日(月) 18:00～20:00 **対 象** 小・中学生（保護者の参加も歓迎します）
定 員 30名（先着順） **受 講 料** 無 料
趣旨・目的 情操教育の一環として天体望遠鏡を使い実際にみてもらい、また、自然科学に興味を持ってもらい、理科離れを、防ぐことを目的とする。
実 施 場 所 弓削商船高等専門学校 トラック競技場南の空き地
（弓削商船の正面玄関へ17:30までに集合してください。）
講 師 弓削商船高等専門学校 企画広報室 企画係長 洲之内 耕治
愛媛星空キャラバン隊隊長 愛媛自主観測グループ 竹 尾 昌
申 込 方 法 申込書に必要事項を記入の上、11月28日(月) までに企画広報室企画係へ、お申し込みください。受付は先着順とし、定員になり次第締め切らせていただきます。



申込み及び問い合わせ先

〒794-2593 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削1000 弓削商船高等専門学校企画広報室企画係
TEL : 0897-77-4613 FAX : 0897-77-4691 E-mail: kikaku@yuge.ac.jp

※お申込みの際いただきます個人情報とは本件以外に使用することはありません。公開講座実施中に係員によりスナップ写真を撮影しますが、撮影した写真は本校のホームページ等に掲載することがあります。何卒ご了承ください。

第4回メタボ対策講座「Shall we dance?」

ベテラン講師の指導を受けて、楽しみながらメタボ対策ができる。あなたも今日から踊ってみませんか？スポーツダンス（社交ダンス）を基礎とした健康講座です。

期 日：平成23年11月27日(日)、12月4日(日)、12月11日(日)
時 間：午後1時30分～午後4時00分頃まで
場 所：弓削商船高等専門学校 第2体育館
講 師：青島 忠（元外航客船船長、社交ダンス経験者）、川本 泉（社交ダンス経験者）
水崎 一良（弓削商船高等専門学校）



対 象：町民一般（初心者大歓迎、ご夫婦での申込も歓迎。もちろんお一人でも可能です）

定 員：10名程度

服 装：スポーツができる気楽な服装及び体育館シューズ（ダンスシューズ）、タオル

受講料：無料

申込方法：申込書に必要事項を記入の上、11月18日(金) までに企画広報室企画係へ郵送、FAX等でお申し込みください。受付は先着順とし、定員は目安です。メールでの申し込みも出来ます。（公開講座名と必要事項をご記入ください。）なお、受付出来なかった場合のみ、その旨連絡をします。

申込み及び問い合わせ先

〒794-2593 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削1000 弓削商船高等専門学校企画広報室企画係
TEL : 0897-77-4613 FAX : 0897-77-4691 E-mail : kikaku@yuge.ac.jp

※得られた個人情報は本件以外に使用することはありません。ただし、公開講座実施中に係員が撮影したスナップ写真は本校のホームページ等に掲載することがありますので、ご了承ください。

愛媛県からのお知らせ

11月20日(日) 午前9時から午後4時までの間、愛媛県主催によるサイクリングイベント『グリーンサイクリングインしまなみ』を開催します。

このイベントは、参加者約160名が、弓削島・佐島・生名島や岩城島などで、グリーンツーリズム等を体験しながら、自転車でゆっくりと島を周遊するイベントです。

当日は、自転車の通行量が増えるとともに産業祭とも重なりますので、住民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、交通安全等に十分お気をつけくださいますようお願いいたします。